

令和 7 年 4 月 3 0 日

川西市議会議長 岡 留美 様

会派（呼称）名 市民ファーストかわにし

議 員 名 斯波 康晴

※議員名欄は署名又は記名

管 外 調 査 報 告 書

このたび、管外調査をいたしましたので、その概要を下記のとおりお届けいたします。

記

- 1 調査者氏名：斯波 康晴
- 2 調 査 先：大阪府大東市
- 3 調 査 期 間：令和 7 年 4 月 1 6 日
- 4 調査結果の概要

別紙のとおり

行政視察報告

報告者：市民ファーストかわにし 斯波康晴

◆視察先 大阪府大東市役所

◆日時 令和7年4月16日(水) 10時～11:30

◆目的 改正民法に係る別居・離婚後の親子関係に関する先進自治体の対応・取組の視察

◆視察内容（「別居・離婚後の親子関係を考える地方議員の会 in 大東」に合同参加）

民法改正による共同親権への行政対応に関して、規則変更を伴う保育園等の入園・退園に関する両親（2名）署名の書式変更、および別居親の行事参加に係るフローチャートの作成、周知の状況について説明を受けた。子どもファースト、権利擁護の観点での対応が為されている。主なフローとして、同居親が別居親の行事参加を認めないよう学校へ依頼 → その別居親が行事参加したい旨を学校へ依頼 → 学校は相談内容、接近禁止命令等、法的根拠に基づいて会えない有無を市教委に共有、報告 → 市教委が学校と連携し、対応可能な案を指導・助言 → 法的根拠に基づいた対応を保護者（同居親）に説明する。同時に市教委や学校園が対応可能な案を示す。→ 理解が得られない場合、工夫して別居親が行事参加できるようにする、としている。（各学校園所長の判断に委ねるのではない）

● 別居親の行事参加を排除しないフローチャート制定の意義

- ① 原則、別居親でも行事参加を可能とする
- ② 学校長や学校園所で参加拒否を判断しない
- ③ 同居親の判断で参加拒否を判断しない
- ④ 別居親の相談先の明確化やフローの明示等、統一基準を定め、市教委が一元管理
- ⑤ 子どもの心情に添い、市教委や学校が同居または別居親と話し合う。
- ⑥ 参加の環境等を工夫して、別居親が行事参加できる配慮を行う。
- ⑦ 警察OBの教育アドバイザーやスクールカウンセラーが子どもの意向を尊重する。

● フローチャート実施上の課題

- ① 親権者であることの確認が難しいこと → 学校教育法施行令第1条第2項（学齢簿の編製は住民基本台帳）と第16条（子に対して親権を行う者）の矛盾。学校園所長は根拠法の矛盾にあって實際上、同居親の意見を優先せざるをえない。→ 学校園所では確認できない
- ② 国の通知等がなく不明確な点がある
- ③ 学校園所や市教委に法律的理解や知見が必要
- ④ 子ども本人の意見をどのように聞か、あるいは心情を受け止めるかについて未確立

- （所感）大東市の取組みは試行錯誤でありながら、課題①の矛盾が運用面に与える影響を認めながらも、別居親や子ども本人の意見や気持ちにいかに関わり添い、その権利擁護を図るかという課題に向き合っている。親権者であることにより他方親を排除する権限は現行法になく、司法判断でも「同居親または学校に別居親の行事参加を拒否する権限はない」と明確に示されている。親が親であること、子どもが子どもであることは、義務や責務はあっても誰にもその権利を制約することはできない。法改正の施行による教育現場や関係行政所管の対応の再チェックが必要である。

